

令和4年5月23日

## 自然災害等，警報発表時の対応について

神石高原町立豊松小学校

### 1 学校の臨時休業措置の判断について

次の4点の基準に基づき，学校長が判断し臨時休業を決定します。

- (1) 町内に避難指示が発令されている場合
- (2) 警報が発令され，且つ児童が通学することに危険が想定される場合
- (3) 大雨，積雪等により，通学バスが運行されない場合
- (4) 自然災害等により，学校及び周辺に被害が発生，又はその恐れがあり，児童の安全を確保する必要が生じた場合

### 2 臨時休業措置における連絡方法について

- (1) 町告知端末を利用して，午前6時15分頃までに放送（ページング放送）します。
- (2) 保護者メール登録者へ，午前6時15分頃までにメールにおいても連絡します。

### 3 その他

- (1) 前日に「警報」が発令された場合や，自然災害等により，児童が登校することに危険が想定される場合は，前日に，ページング放送，保護者メール等にて連絡することがあります。
- (2) 下校時に，警報が発表された場合は，対応を協議して対処します。
- (3) 午前6時の時点で警報が発令されていても，ページング放送・メール配信がなければ，学校は通常通り行います。
- (4) 警報発令時に，通常通り学校がある場合でも，自宅周辺が危険な場合は，無理をせず安全確保のために欠席させてください。
- (5) 町営路線バスが一部停止した場合でも校区内のスクールバスが通常通り運行できる場合は，学校は通常通り行います。